ときは、上記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。

⑺　その他　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeshi Sekiya, Director, Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment.

⑵　Classification of the products to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The demolition project for damaged houses and structures and decontamination work at Ookuma town specific reconstruction and return residence area in fiscal year 2024—2025.

⑷　Fulfillment period : 31 March 2025

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

②　have Grade A qualification during fiscal year 2023 and 2024 in constructions for participation in tenders by the Ministry of the Environment.

⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 p.m., 24 June 2024

⑻　Contact point for the notice : Environmental Remediation in Special Decontamination Area Contract Section, Accounting Division, Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment. AXC Bldg. 6F, 11—25 Sakaemachi, Fukushima-shi, Fukushima-ken, 960—8031 Japan. TEL 024—573—7386

⑼　Others : As in the tender documentation.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札は、令和５年12月21日に入札公告をした「豊橋技術科学大学次世代半導体集積回路技術教育研究共創拠点棟新営その他工事」の再度公告入札です。前回入札に参加しなかった者も、今回の入札に参加出来ます。

令和６年４月８日

国立大学法人豊橋技術科学大学

契約担当役　事務局長　中西　幸博

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　豊橋技術科学大学次世代半導体集積回路技術教育研究共創拠点棟新営その他工事（再公告）

⑶　工事場所　愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１　豊橋技術科学大学構内

⑷　工事概要　本工事は、次世代半導体集積回路技術教育研究共創拠点棟（鉄骨造、地上２階建、延床面積2,102㎡、建築面積2,097㎡）の新営工事、ＩＲＥＳ²（鉄筋コンクリート造、地上３階建、延床面積1,569㎡、建築面積661㎡）の接続部の内外装改修及び揚水ポンプ室（鉄筋コンクリート造、地上１階建、延床面積27㎡、建築面積27㎡）の取りこわしを行うものである。

⑸　工期　令和７年３月31日（月）まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約1,353㎥、鉄骨約351ｔ、鉄筋約159ｔ、ガラス37㎡

なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第３条第１項及び第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　平成21年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　延べ面積1,200㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新営建物で、事務所、庁舎、校舎、研究施設、図書館、屋内運動場又は病院の工事

②　代表者以外の構成員　延べ面積600㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新営建物で、事務所、庁舎、校舎、研究施設、図書館、屋内運動場又は病院の工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項ただし書及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合は、監理技術者の兼務を２件まで認める。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）